

資料

日本のミリタリズム (一)

ケネス・W・コールグロブ
内 山 秀 夫／訳

- I 軍事の伝統
 - II 統帥権と二重政府
 - III 日本におけるファシズムとミリタリズム (……以上本号)
 - IV 軍部独裁制
 - V 議会政治の現状
- 訳者あとがき (……以上七九巻三号)

I 軍事の伝統

国家の存在そのものと密接なかかわりをもった軍事伝統をもたない近代的国家は存在するのか。戦争での英雄的行為は、歌や昔話だけでなく、児童が学校で暗記する教科書

にも強烈にとり上げられている。だからこそ、アメリカの青年は一七七六年の男たちの栄光にみちた行為〔独立宣言公布〕の経緯を物語るし、イギリスの学童はスペイン無敵艦隊の潰滅の一部始終を説明し、フランスの子供たちはルイ十四世とナポレオンの戦勝を語る。ムッソリーニはイタリアの子供たちに、シーザーの軍団の偉業を忘れるなど命

ずる。このように軍事伝統を叩き込まれた市民は、栄光に輝いた暴力を背景にして対外問題を見るようになる。

封建制と軍事伝統

日本も例外ではない。軍事伝統は歴史だけでなく民族文化にも顕著な座を占めている。日本人学者の表現をかりると、

「九世紀から十九世紀まで、日本を支配していたのは剣であった。国の力は軍事力であった。支配階級は軍人階級であった。将軍が領主を支配したのは、将軍が彼らを戦で負かしたからであった。大名は剣の力でその領地を支配したのであり、サムライであれば平民を思うままに殺すことができた。サムライが武器をもたずに海外に旅することはない。封建時代の日本の騎士道である武士道がミリタリズムの規範である。武士道を中心にして心情倫理が非常に発達し、粗暴な残虐性はほぼ払拭されたけれど、その底にあるのは剣であり、それ以外にはなかったことは確かである。剣はサムライの名誉であり、それは彼にとっては生命よりも大切だ、と武士道は教えられている。剣は神の象徴である。十世紀にもわたって、日本民族はこの伝統にひたってきた。日本人が今日ミリタ

リスチックになる趨勢にあるのは何かがおかしいのか。日本のミリタリズムはドイツから輸入されたのだ、といわれている。日本はドイツにきくまでもなく、それ以前にすでに軍事的な国家だったのである。ここに発生したのは、昔の武士精神の心酔者たちが、近代的世界での表現手段を求めて、プロシャの軍事化計画を目にし、それをよしとして、日本に可能なかぎりそれに適応したことであった。⁽¹⁾」

日本史上にあっても、たとえば奈良・平安時代のように、芸術、文芸、そして中国から伝来した慈悲の宗教としての仏教が優美に育っていった時代や、支配者自身が敵を滅すのに懸命どころか、むしろ詩を詠じたり、哲学を研究した時代であった。しかし結局のところ、武士の氏族がこれらの宮中貴族の所領を篡奪したのである。中国文化はたしかに日本に伝わったが、学者を上位におき、兵士の評価を下におく哲学を、日本人は受け入れなかった。日本では、軍人の方が一般人よりも上位にあったのである。先祖返りした哲学者北畠親房にしても、彼の政治論で政府の二つの部門を比較して、次のように述べている。

「仕官スルニトリテ文武ノ二ノ道アリ。坐テ以道〔ヲ〕論スルハ文士ノ道也。此道ニ明ナラバ相トスルニタヘタリ。征テ功〔ヲ〕立ハ武人ノワザナリ。此ワザニ譽レアラバ將トスルニタレリ。サレバ文武ノ二ハシバラクモステ給ベカラズ。『世ミダレタル時ハ武ヲ右ニシ文ヲ左ニス。国オサマレル時〔ハ〕文ヲ右ニシ武ヲ左ニス。』トイヘリ。」(岩佐正校注『神皇正統記・増鏡』、日本古典文学大系87、岩波書店、一一六頁)

公家の権力は、武士の源頼朝が平氏貴族を滅ぼし、天皇をおさえて、將軍職を受けた一一九二年に消滅した。政權を再編するに當つて、頼朝は朝廷を昔の首府の京都に残し、幕府(軍の陣營)を鎌倉に移し、文民の首府の奢侈を断ち切つた。⁽³⁾一六〇三年、徳川家康はそれをもつと離れた江戸、つまり現代の東京に移した。

したがって、二つの政^{アドミニストレーション}権が生まれたのである。一つは文民の、もう一つは武士のそれであり、それぞれに首府と独自のスタッフがいた。幕府は天皇の支配下にあると考えられたにしても、天皇の国を動かしたのは幕府だったのである。朝廷はもちろん天皇にしても、その尊厳を強化し、領土を治めるといった世俗の義務を取上げるという巧

妙な術策によつて、政府に参加できないようにされた。かくて、一八六七年の明治維新まで持続する幕府政治がはじまつたのである。

武士道

徳川体制内で展開された武士階級の倫理規^{エチカル・コード}準である武士道——封建制ヨーロッパの騎士道に似たもの——は、あらゆる階級の稱賛的になつた。⁽⁴⁾「武人の道」(“the way of warrior”)にしたがへば、大名にたいする忠誠および家族と友人にたいする忠誠が他のあらゆる徳目を超える位置を占める。しかし武士道は紛れもなく修業^{ドイタリ}の規準であつた。サムライを識別するのは、二刀をたはさむ権利である。商人は輕蔑された。

文学にも一種の暴力賛美が認められるが、たとえば赤穂の大名浅野内匠頭の旧家臣四十七名の浪人のよく知られた物語にそれははっきりと描かれている。吉良義央にひどい侮辱を受けた浅野侯が江戸城内の聖域で拔刀したが、この城内作法違反にたいして、彼は死罪の判決を与えられた。勇氣ある軍人として彼は切腹——通俗的なハラキリという表現にたいする丁重な漢字表現——を許された。切腹は、畳にすわつて自決しようとする人物が腹に刀を突立て、それを引きまわして、地に倒れ伏す儀式をいう。浅野の忠義

な四十七名の家臣は今や主人のないサムライ、つまり、ローニンになった。二年間辛抱強く彼らは吉良義典にたいする復讐の陰謀計画を抱き続けた。最終的に彼らは吉良邸にうち入り、彼を殺害した後、司直に身を委ね、切腹の判決を抗議することなく受け入れた。芝居はもちろん、年代記や歴史物語、小説や歌でも、この話は、日本人の忠義と不屈の精神の典型としてあきることなく繰り返されている⁽⁵⁾。

王政復古

軍事伝統は王政復古 (the restoration of the Emperor) と封建制の廃止をめぐる戦いでも持続した。一八六七年に幕府を倒し、明治天皇を江戸に迎えた才気ある政治家グループには、薩長土肥各藩の多くの藩士が含まれていた。最後の將軍徳川慶喜は、タイミンクよく辞任することで、国を愛するがゆえに堂々と新秩序を受け入れたのである。しかし、王政復古は、西郷隆盛が指揮したサムライが一八七七 (明治十) 年の戦争で敗北することによってようやく完了したのである。

日本の近代化を推進した有能な政治家の多くは軍人であった。彼らが《ニッポン》に適用した政治・経済発展の大きな国家計画には、鉄道の建設・銀行の開設・西洋にならった産業の興隆はもちろん、ヨーロッパ最新式の国家武装化・

封建の武士の位置にかえて常備軍を設置すること・全国的徴兵制の導入・強力な海軍の建設が含まれていた。

ミリタリズムが学校で教えこまれた。天皇への忠義が、つましやかな市民側の国家にたいする狂熱と献身を喚起する手段としてはぐくまれた。

天皇尊崇

立憲制における天皇のユニークな地位には、格別の考慮が必要である。日本人の国家元首にたいする強烈な忠義の念は、ほとんど他に類をみないほどである。そしてこれこそが、日本の政治生活におけるもっとも重大な構成要素の一つなのである。

明治期の政治家が、天皇制の防波堤としてこの愛国主義と宗教的な心情の表現を慎重に育成した立証資料がある。穂積陳重男爵は次のように述べている。「伊藤公爵が大命を奉じて帝国憲法の草案を起草せられたる際に最も留心を意せられたる点は、祖先祭祀に縁由する日本古来の国体と、近世立憲制度の最も進歩せる主義とを調和する点に在りたるは、吾人の熟知する所なり⁽⁶⁾」。

一八八九 (明治二二) 年憲法の第一条は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と布告している。第三条では、天皇は「神聖ニシテ侵スヘカラス」と宣告されている。

こうした言葉は立憲君主制の単なる飾りでなく、そこい
わんとするところは、伊藤公爵の評釈(『憲法義解』)に明
らかである。この正統な説明は、古事記と日本書紀の古代
神話を、天皇は神の裔^{すえ}であり、皇統は二五〇〇年間一系を
終始し、またわが日本帝国は「古今永遠に亘り、一ありて
二なく、常ありて変なし」⁽⁷⁾との趣旨で受け入れている。伊
藤公は繰り返えし、「天皇は天子であり、神であり、神聖
である。天皇はそのすべての臣民をしらしめす。天皇は崇
敬されねばならず、侵されない」と述べている。

天皇への忠誠心の意義

天皇への忠誠心 (Emperor loyalty) が抑圧の原動力^{エンジン}と
化すことははっきりしている。資本家・大地主・ミリタリ
ストが農民と労働者をおさえ込む手段として「国体」(天
皇と国家との同一化を自明とする教義)を用いてきたとい
う趣旨の暗いうわさがささやかれてきた。同時に、天皇へ
の忠誠心は政治家が掌握した強力な武器でもあったのであ
る。へまをやつて身を滅ぼした者は決して少なくなかった。
三十年まえに、自由主義者尾崎行雄が文部大臣職を追われ
たことがあったが、それは天皇にたいして必要とされた作
法を彼が逸脱したとして、反動的政敵につけ込まれたため
であった。⁽⁸⁾一九二九(昭和四)年、ケロッグ・ブリアン条

約(戦争抛棄に関する条約)批准に当って、ミリタリスト
は、外務省が条約の本文に、締約国は「其ノ各自ノ人民ノ
名ニ於テ」⁽⁹⁾協定したとの趣旨のまったく何の問題もない言
葉が入っているのを認めたのは、条約締結の大権を有する
天皇を侮辱するものだという根拠に立つて、その批准をほ
とんど無効にした。一九三四(昭和九)年、中島久万吉男
爵は、一三三五(建武二)年に天皇をおさえた足利将軍を
オリバー・クロムウェルになぞらえた十年まえに彼が書いた
論説を、議会内の政敵に問題にされて、商工相の辞任に
追い込まれた。⁽¹⁰⁾一九三五(昭和十)年にも、一木男爵を枢
密院議長から追いだそうとする悪質な事件があったが、そ
こで攻撃されたのは、天皇機関説となえた美濃部教授で
あった。

天皇への忠誠といった伝統は、超愛国主義者やミリタリ
ストたちが彼らの目的を達成するのにお気に入りの武器で
ある。国家の非常時に際して、それは、人民の意志を政府
の任務に集中する手軽な手段なのである。日露戦争で、対
馬海峡での勝利後、東郷提督は伊勢湾に艦隊を集め、幕僚
および陸戦隊三個大隊を率いて伊勢神宮に参拝し、皇祖皇
宗に、彼に与えられた大勝利にたいして感謝の念を捧げた。
こうした事実、新聞にくまなく報道され、帝国全体に大

きな反響をもたらした。

天皇への忠誠は日本国民を統一するのに効果的な力であり、だからこそ、対外政策はもちろん国内問題の解決も容易にする力でもあるのだ。藩閥・官僚・資本家・ミリタリスト・一般庶民の利益が対立して袋小路に入ってしまった場合に、その危機を解決したのは勅語であった。伊藤公は首相であった当時、この方策に頼ったことが二度あった。

天皇の病氣だとか死、新しい治世の第一年、天皇の神社参拝、皇太子の誕生は、敵対的な政敵を黙らせるのに政府が利用するものである。よくも悪しくも、天皇への忠誠は日本政治の重大な要素の一つなのである。

西が東に与えた衝撃

日本では依然として、一八六七年の明治維新当時ですら強力であり、今でも完全に拭い去られていない中国の影響が、文学と芸術での改良を求め、軍事的な権威よりも文民的な権威を上位におく哲学を提出した。ヨーロッパとアメリカから輸入された新しい文化の多くも平和をいづくしみ、戦争を激しく非難した。だが、明治の政治家が大いに賞揚した西洋のナシヨナリズム精神には、ミリタリズムの強い気配がこめられていた。大久保利通にとつての英雄であったビスマルクは、その当時、「鉄と血」でドイツ帝国

統一を手がけていた。イタリアの統一も戦場でかちとられていた。なおまた、東洋における西洋列強の外交戦術はいわば、帝国主義類似の役割を演じたいと望んでいるアジアの強国〔日本〕が軍事力を行使するようにいざなうものであった。一八五四年に日本を文明世界に開国させたペリー提督が、戦闘部隊を伴って江戸湾に侵入したことを忘れないでほしい。

連続する戦争は、西洋人から見れば、日本の侵略の実例と思われるにしても、日本人にとって清帝国は、勇気を揮いおこして立ち向わねばならない尊大ないじめっ子であり、下関条約の領土割譲にしても、西洋列強だけでなく中国に握られている民族絶滅を防ぐ安全装置とみなされたのである。同時に、三年後にロシアの手に落ちた遼東半島の返還という結果を招いた、露独仏の三国干渉は、日本人の憤激をかった。⁽¹⁾ ロシアの脅威は陸海軍増強の口実になる一方で、外交にたいして根気強い関心を払うことで、一九〇二(明治三五)年および一九〇五(明治三八)年の日英同盟が確保された。

一九〇四（明治三七）年の日露戦争はロシアにたいする報復の時節が到来し、日本は南満州の遼東半島、南カラフトおよび朝鮮をめぐる勢力圏をえた。対ドイツという点では、世界大戦の開幕で報復が実現した。すなわち、日本は連合国側に加わり、青島港を攻撃し、中国の抗議を無視して山東省でのドイツの譲歩を勝ちとった。⁽¹²⁾ 大戦の終了時に、日本の軍事的威信は非常に高く、ために日本帝国が国際連盟の常任理事国の資格をもった五大国の一国に加わることは何ら問題はなかった。

軍閥

王政復古および日本の西欧化での目立った役割を演じたのは二つの軍事的な藩、つまり、長州と薩摩であり、藩士の声望と能力によって彼らは長年にわたって政権を牛耳ることができた。維新当時、三条と岩倉は公家、つまり宮廷貴族だったが、木戸は長州のサムライであり、西郷と大久保は薩摩のサムライだった。一八八九（明治二二）年の憲法採択に主導権を握った政治家の青年グループの中で、伊藤と井上は長州のサムライであり、大隈は肥前出身であった。長州藩閥は陸軍を全般的に統制したのに反して、薩摩は海軍の主要な地位を独占した。長州からは三人の軍人政治家が生まれた。すなわち、山縣公爵は一八八九—一九一

（明治二二—二四）年と一八九八—一九〇〇（明治三一—三三）年に首相をつとめ、桂伯爵は一九〇一—〇五（明治三四—三八）年、一九〇八—一一（明治四一—四四）年、一九一二—一三（明治四五—大正二）年にわたって首相をつとめた。さらに寺内伯爵は、一九一六—一八（大正五—七）年に首相をつとめた。薩摩は、海軍提督の政治家、すなわち、一九一三—一四（大正二—三）年に首相職についた山本伯爵をだした。だが、こうした任期が軍閥の政治的影響力を限定するわけではない。長州人や薩摩人が首相をつとめていない時期でも、ミリタリストは内閣や枢密院ないし天皇側近の元老サークル内に温存されていたからである。二十年にもわたって元帥山縣公爵は枢密院を主宰し、三十年間、天皇があらゆる国事について下問する元老のきわ立った一員だった。

一八九五（明治二八）年の日清戦争および一九〇五（明治三八）年の日露戦争での勝利によって、ミリタリストの評判はいちじるしく高まった。事実、明治三十一年から三三年までの山縣内閣では、十名の閣僚中五名までが陸海軍の将官であった。この内閣とそれ以後の内閣は、ロシアとの予想された紛争に備えて、軍事費への追加予算を議会に認めさせた。ドイツがその軍によるところ大なるは、議会に

よるところ以上であるとのビスマルクの言を思い起こさせるのは、「第二」議会の本会議場での樺山資紀海軍大臣の「維新以来、内外の多難に贏^かち得て、国民を安んじ、国家の安寧を保ち得たるもの、所謂、薩長政府の力にあらざして何ぞや」(「蛮勇演説」)⁽¹³⁾との誇示であった。海上^{シ・カウ}権力に左右される運命にある国土の日本で、陸軍の方が海軍よりもより大きな勢力を揮うのは、奇妙な事実である。明治の初期、薩摩藩は政界ばかりでなく、陸軍部内でも同等な権力を有していた。しかし、西郷隆盛が一八七七(明治十)年のサムライ反乱を率い、それが鎮定されたことで封建制の完全な廃棄が推進されたとき、薩摩藩は陸軍の統制力の分担を失ったのである。近代海軍が発展するに伴い、薩摩藩士は新しい出世の分野を発見した。長州が群を抜いたもう一つの理由は、団結心と郷土^{ローカル・ロイヤルティ}愛がその競争相手よりもずっと強いという事実にある、といわれている。陸軍の統制を実現したのは、その最重要なのは陸軍大臣と参謀総長だが、基幹となる地位に藩意識の強い人物を任命することによってなのである。

原敬内閣(一九一八―二一年)下で力強く発達した政党政治の急速な進歩に伴い、また一九二二(大正十一年)年に山縣公爵がなくなったこともあって、政治問題での軍閥の

役割は低下していった。その一方で、陸海軍内部の二大藩閥の勢力も衰えていった。⁽¹⁴⁾だからといって、旧藩の新しい結びつきが政府の軍事政策に強力な影響力を揮わない、という意味ではない。

徴兵制

日本が西洋から輸入した制度の中に徴兵制がある。徴兵制はヨーロッパでも比較的新しい制度であり、一七九八年にフランス執政政府(一七九五―九九)によってはじめられ、その後ナポレオンによってフランスに定着され、結果的にイギリス以外のすべてのヨーロッパ諸国に恒久的制度として模倣されたものである。

明治のはじめ、大村益次郎は封建制軍隊の廃棄とフランスをモデルにした義務兵役の採用を説いた。その結果、一八七〇(明治三)年に山縣有朋がヨーロッパに派遣されて外国の軍隊組織を研究し、彼の帰国をまつて徴兵制が考案された。⁽¹⁵⁾一八七二(明治五)年、政府はサムライ階級から独占的な職業としての軍人を排し、四民の別なくすべての成人男子に徴兵として国に奉公し、現役三年、予備役二年、後備役二年をつとめることも求めた。^(訳註)農民や労働者の子供が良兵になる能力について不安はあったものの、そうした不安は根拠がないことが判明した。とびきり上等な近代軍

がにわかに出現した。一八七七年の薩摩反乱〔西南戦争〕を鎮定したのは徴兵の兵士と志願兵であった。その後、満州と北部中国の戦場で、日本の戦争マシーンの効率が検証され、欠けているところはみつからなかった。

徴兵制採用の社会的・道義的な効果は広範囲に及んだ。

新しい陸軍によって日本は国内の安全が保証され、明治の政治家たちのはじめた経済的・政治的実験の整然たる展開が許されたのである。大常備軍が保証した情勢の安定によって外国資本が日本に流入し、その結果として、急速な産業の進歩が生じた。かくて、新陸軍は新海軍と手をたずさえることで、アジア本土への帝国主義的展開が可能になった。そうした最終的に、徴兵制は新しい体制の教育課程の一部となり、国家日本の軍事編成化^{レン・デン・デー・ション}の一助を果たした。

今日では、兵役は、小学校にはじまる愛国主義、天皇への服従と忠義の教えの総仕上げをする。軍旗の下での軍務が必要とした上官の命令にたいする絶対服従の習慣は、在郷軍人にたいする旧上官の影響力と相まって、皇室打倒といった思想の蔓延にたいする最高の防壁になる。たとえ、軍隊がすべての徴募兵に政府にたいする全面的な忠誠を教えないにしても、軍隊は少なくとも、武装した兵士の部隊を相手にした一般人の反乱の愚かしさを多くの兵士に納得

させる。したがって、兵役を満了した兵士は軍隊の階級を捨てるが、現行の政府にたいする紀律・服従と質素・儉約とを組合せた訓練をして市民生活に復帰するのである。

反軍国主義運動

徴兵制に日本における軍事伝統を保持する傾向があったことに疑問の余地はない。軍事指導者が民衆に昔のサムライを見習えと要求し、三〇〇万人の会員をもち、予備後備の全陸海軍人を会員とする帝国在郷軍人会の存在理由は、国民の軍事的熱意と兵役を果たした者の福利を振興することにある。後述のごとく、在郷軍人会は大きな政治的影響力行使し、軍縮に反対し、帝国主義的な拡大を推進している。

しかしながら、この軍事伝統に反対する向きもある。とくに、軍事教練を導入しようとする企てに早稲田大学の学生が一九二三（大正十二）年に行った猛烈な反対を思い出してもらいたい。大隈重信伯爵が創立したこの大学は、代議士になった卒業生数を誇ってきた。雄弁会はその当時、大学の伝統を高く掲げており、代議士になる準備を奨励するための学生団体であった。軍事教練導入反対を決議したのは、この団体の会員だった。建設者同盟といったその他の団体も反対に加わった。学生大会が何度ももたれたが、

それは乱闘をまじえた棒や投石の小ぜり合いに終わったが、軍国主義反対側が勝ったようにみえた。⁽¹⁶⁾

早稲田大学における平和運動はやがて、他大学における進歩的・社会主義運動と結びつくにいたった。たとえば、東京帝国大学では、吉野作造の後援をえて、社会科学連合会の結成をみた。かくして、第一次大戦後の十年間でのミリタリズムに反対する学生運動は社会主義運動に組み込まれるにいたり、その結果として、東京帝国大学教授で経倫学盟の創立者である上杉慎吉を中心とする、「危険思想」撲滅の反動キャンペーンに出くわすことになった。

一九二三(大正十二)年に、たとえば東京朝日新聞のような進歩的大新聞には、反軍国主義キャンペーンを支持するものもあつたことも注目に値する。東京日々新聞ですら機会をとらえて、社会を軍隊化^{ミリタライズ}するのではなく、軍隊を社会化^{ソシヤライズ}する必要性を提起した。⁽¹⁷⁾すべては十二年まえのことだ。今日では、反軍国主義運動は前進せず、むしろ後退している。満州事変によってファシズムおよび軍第一主義の高まりが生じ、一方で一九三三(昭和八)年の国際連盟脱退後の日本の国際的孤立化によって、政府の第一原理としての国防の高揚にむかう傾向が生じた。

(1) Uchi Iwasaki, *Working Forces in Japanese Politics* (New York, 1921), pp. 64-65.

(2) 後村上天皇の御代(1339-1388)に書かれた『神皇正統記』による。英訳は W. G. Aston, *History of Japanese Literature* (New York, 1916), p. 168 以下。

(3) 幕府に関しては『日本時代史』(早稲田大学出版部、一九一五年)第九卷(池田晃淵執筆)、四一九頁参照。

(4) 西暦一六一五年に制定された武家諸法度の本文については『日本時代史』第九卷、一三四—一四一頁参照。この法度全体の説明については井上哲次郎『国民道徳概論』(東京、一九三三年)第六章参照。

(5) この有名な話の取り扱いについて、『日本時代史』第九卷、八一一—〇二頁での池田晃淵によるものと、*History of Japan* (revised by Joseph H. Longford, London, 1926), Vol. III, pp. 218-237 でのジェームズ・マードックによるものとを比較されたい。

(6) 『祖先祭祀と日本法律』(三版、東京、一九一三年)、九三頁。穂積陳重博士は、一八八一(明治十四)年から一九一五(大正四)年まで東京帝国大学の親族法の教授であり、数年間にわたって法学部長をつとめた。一九一五(大正四)年男爵になり、翌年枢密院議長になった。

(7) 伊東巳代治が英訳した『憲法義解』(東京、一八八九年)二—三頁を照合してほしい。ページル・ホール・チェ

ンベレンは『古事記』の有名になった翻訳をいって *Kojiki: Records of Ancient Matters* (Transactions of the Asiatic Society of Japan, 1882, Vol. X, supplement) という題にした。一九〇六(明治三九)年と一九二〇(大正九)年に重版された。『日本紀』は *Nihongi: Chronicles of Japan from the Earliest Times to A. D. 697*, Translated from the Original Chinese and Japanese (Transactions and Proceedings of Japan Society, London, 1896, Supplement 1, 2vols.) の題名で、ウイリアム・ジョージ・アストンが翻訳した。重版は一冊本として一九二四(大正十三)年に出版された。

(8) 工藤武重『明治憲政史』、第一巻、六二二―七二四頁。『大隈侯八十五年史』(市島謙吉編、東京、一九二六年)第二巻、三二〇―三二二頁。

(9) 枢密院の最終的妥協については『東京朝日』一九二九年六月二七日―二八頁、『時事新報』一九二九年六月二七日二頁参照。

(10) 『官報』号外、一九三四年二月九日二八五―二八八頁。『時事新報』一九三四年二月十日二頁も参照されたい。

(11) 信夫淳平『外交側面史談』(東京、一九二九年)二二頁参照。民衆の憤懣をよく表現しているのは *Kobe Weekly Chronicle* の地方紙ならではの『たよえ』、March 19, April 2, 7, 16 and 30, 1898, pp. 226, 241, 281,

301-302, 321-322, 371; *Japan Daily Mail*, March 19 and 26, April 9, 1898, pp. 281-322, 385 の引用にみづとれ²⁰。

(12) 新聞論調では、膠州湾攻撃の正当化を日英同盟だけでなく、一八九五(明治二八)年の三国干渉にドイツが加担したことにたいする報復とするところがみられた。『国民』(東京)一九一四(大正三)年八月十二日三頁。『報知』(東京)八月十七日五頁。『大阪毎日』八月十一日および十七日三頁。『東京朝日』八月十八日五頁。『時事新報』八月十八日二頁参照。

(13) 水野広徳『軍閥の興亡』・『太陽』一九二三(大正十)年十一月、第三三三巻十三号、六五頁から再引。

(14) 伊藤金治郎『軍閥の中に蠢く人々』・『中央公論』一九二九(昭和四)年四月、一七―一八二頁参照。

(15) 徴兵制発足に関する詳細な説明は『公爵山縣有朋伝』(徳富蘇峰編、東京、一九三四―三五年)第一巻第一部第一章―十二章で知ることができる。また『開国十年史』(大隈重信収集、副島八十六編、東京)第一巻第七章の『日本陸軍』に関する山縣有朋の論説も参照されたい。山縣の論説の英語訳については *Fifty Years of New Japan* (compiled by Count Shigenobu Okuma and edited by Yasoroku Soegima; translated into English by Marcus B. Huish, London, 1909) 参照。現行の兵役法(一九

二七年四月一日公布) については『現行法令輯覧』第一巻第一篇三五七―三六四頁参照。英語で発表された徴兵制研究には Gotaro Ogawara, *Conscription System in Japan* (New York, 1921) があ²⁰。

(16) 菊川忠雄『学生社会運動史』(東京、一九二九年)五一―五九頁。このエピソードについての当面の説明に関しては、『東京朝日』五月十一日、十二日、十四日、十六日および *Japan Weekly Chronicle*, May 17 and 24, 1923, pp. 697, 730-731 参照。

(17) 一九二三(大正十二)年五月十四日付参照。

(訳註) 徴兵告諭(明治五年十一月二八日)

「……太政維新列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ歳ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス、世襲坐食ノ士ハ其禄ヲ減シ刀剣ヲ脱スルヲ許シ四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ人權ヲ齊一ニスル道ニシテ則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ、是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ス、民ハ従前ノ民ニアラス、均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ……」

II 統帥権と二重政府

日本におけるミリタリストの他に類をみない影響力を支えているのは、ある程度は統帥権である(著者はここで the *ichu no gunmu* or supreme command と表現している。すなわち、「帷幄の軍務」と表現されているのだが、それは大日本帝国憲法第十一および十二条を同時に表現する言葉として創出されたのかもしれないが、ここではとくに不都合がないかぎり、「統帥権」で通すことにする。訳者)。この不可思議で神聖に近い制度は、一八八九年憲法によつて天皇自身に与えられている帝国の軍隊の絶対支配権にほかならない。この憲法は第十一条で、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」(“The Emperor has the supreme command of the army and navy”)と規定し、第十二条で、「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」(“The Emperor determines the organization and peace standing of the army and navy”)と規定している。言いかえれば、天皇は、帝国の軍隊にたいする唯一の管轄大権を有しているのである。

第十一条で表記された権限は「軍令権」とよばれ、第十

二条のそれは「軍政権」とよばれる。この権限を合わせて軍事大権 (supreme military authority) が構成される。

国家元首に陸海軍の指揮権を与えているのは、立憲君主国の憲法にふさわしくないわけではない。長年にわたって、イギリス国王は陸軍の総司令官ではなかったけれども、イタリアでは「王制の」一八四八年憲法の下で、国王は今も「全陸海軍の指揮権を握っている。」議会制ではそうした大権は形式にすぎない。実際に陸海軍の規模と編成を決定し、平時はもとより戦時における陸軍と艦隊の行動を指揮するのは内閣——議会に責任をもつ内閣——である。言いかえれば、軍隊全体の統帥権は文民の手に委ねられているのである。たとえば英帝国にあつては、文民の役人を発信源とする命令がなければ、イギリスの軍港を出港してシンガポールやセント・ヘレナにむかう軍艦はありえないし、パレスチナやイラクにむけて離陸する帝国空軍のパイロットは一人もいないし、二等兵といえどもインドやジャマイカで発砲する兵士はありえない。

大元帥としての天皇

だがこれは日本の憲法には当てはまらない。天皇は個人的に軍隊を率いているのである。現に、憲法ができるまえに設立された軍事構成は、憲法が公布されても廃止されず、

この点で、日本の憲政史は断絶していない。一八八二（明治十五）年、明治天皇の軍人勅諭は、陸海軍が大元帥としての天皇の指揮下にあるべし、と明言した。⁽¹⁾明治維新の政治家たちは、統治権はすべて天皇にありとし、事実、天皇個人と国家とを同一化しようと懸命だった。『憲法義解』の中で、伊藤公爵は、「歴代の天子内外事あれば自ら元戎を帥^ひゐ、征討の勞を親^{みか}らし」たと断定している。⁽²⁾しかしながら、日本の歴史から明らかにするのは、天皇が京都退隱から立ち上ることを将軍が許さなかった事実である。いずれにもせよ、国家元首に陸海軍の独立した統帥権を与えた憲法の規定は、戦争に勝ち続けてゆくのに絶対必要なことだ、と伊藤は説明している。軍の統帥に議会や内閣が介入したら、軍の活動能力を重大にそこなうことになるう。したがって、陸海軍の統帥は天皇の発する命令にのみ服すべきことがらなのである。

神秘的なあるいは嚴肅で神聖なる雰囲気^{ムネ}が統帥権を包み込んでいる。この制度を大権と呼ぶ際には、日本の法学者は統帥大権という言葉を用いる。だが一般庶民はそれを「帷幄の軍務」と呼んでいるが、それは文字の上からは「引き幕とあげ幕、つまり、幕の中の軍事計画」を意味するが、天皇の幕屋から発せられる命令を指していることは

もちろんである。臣下が天皇の軍事的意志に干渉するなどは考えられていなかったのである。だからこそ、一九三二(昭和七)年に犬養首相を暗殺した(五・一五事件)青年将校がたった四年の禁錮刑の判決ですんでしまったのに反して、一九三六(昭和十一)年の岡田首相暗殺を目的にした事件(二・二六事件)の犯人が、国民の激しい非難にあっただけでなく、死刑の判決を下されたのは、天皇の即時帰順命令に従わなかったためであつた。

二重政府——文民政府と軍部——

ここで言いたいのは、要するに、日本には「二重政府」なるものがある、ということである。正確には、軍隊の指揮権は、政府が対象とするそれ以外のすべてのことがらの規制からはずされている。閣僚は天皇にたいして文民的国事に助言し、その助言には責任をもつ。だが軍事に関する助言者だけが、陸海軍の処置について天皇に助言するものと期待される。天皇の軍部と天皇の文民政府とはしたがって法によって分離されている。もっとも、その統一を果たすのは天皇だが。それはまことに奇妙な統一である。それが陸海軍大臣に二重の役割を与えているからである。片方の足を軍部に、もう片方を政治の領分にかけているのだから、軍人政治家(soldier-politician)は政府の動向を左右

する独自の機会——たとえば荒木貞夫將軍が満州問題に際して徹底的に利用した機会——をもっている。

日本の法学者の間では、統帥権に関して論争はないが、陸海軍の編成および常備兵額決定の天皇大権の範囲については議論がある。軍部は陸海軍の規模・補充・装備を決定する権限を有するのか、それともこうしたことがらを決定するのは責任内閣ではないのか。穂積八束教授や上杉慎吉教授そして保守派の法学者は前者の主張に固執した。⁽³⁾ 彼らは、憲法第十二条が国防のこの重要な特色にたいする権限を認めているのは天皇だけだ、と主張する。彼らによつて立っているのは、伊藤公爵が『義解』で書いている次の条文解釈である。「此れ固より責任大臣の輔翼に依ると雖、亦帷幄の軍令と均く、至尊の大権に属すべくして、而して議會の干渉を須たざるべきなり。」ミリタリストが主張しているのは、この条文での責任大臣、という言葉が陸海軍大臣だけを指しているものであり、第十二条は陸海軍の編成を決定する絶対権を天皇に留保しているとするものである。

一方、美濃部教授と新学派の法学者が主張しているのは、陸海軍の編成に関する天皇への助言ができるのは責任大臣——閣僚であつて、その行為は議會での審議の対象になる——に限られるという結論を擁する議會政治を一八八九年

憲法は確立したのだ、とするものである。⁽⁴⁾

海軍では、青年将校の訓練・教育は軍政に属すと考えられ、したがって海軍大臣の職務に属しているのが、陸軍ではそれは統帥権の一機能と考えられ、したがって教育總監の責任とされ、陸軍大臣には報告せず、報告されるのは参謀総長である。海軍ではまた、海軍大臣が不在の節は、文民閣僚が暫定的にその任を負うことがある。この事態は実際に一九二一（大正十）年に発生した。すなわち、加藤友三郎海軍大臣がワシントン会議で日本側主席全権をつとめ、日本を留守にした期間、原首相が海軍大臣事務管理に就任して、代行したし、一九三〇（昭和五）年にはまた、財部海軍大臣が全権としてロンドン軍縮会議に出席していた期間、浜口首相が海軍大臣職を兼務した。陸軍はこの慣行を認めず、陸軍大臣がいなくとも、文官が彼に代って職務を遂行するとは考えない。多くの点で、軍と内閣との関係についての解釈に関しては、海軍の方が陸軍よりもずっとリベラルである。

日本で広く行われている慣行は、したがって今なお、保守派の法学者たちの見解にしたがっている。陸海軍大臣および参謀総長は、軍令権はもちろん軍政権も内閣の管掌に属さないとする原理に立って行動している。言いかえれば、

軍令は国務大臣の副署を必要としない、つまり、軍の管理という膨大な領域は、事実上、内閣の権限対象外なのである。⁽⁵⁾ 結局のところ、保守派の見解によると、軍事行動に際して使用される兵力の規模を決定するのは内閣の責任ではない。一九一八（大正七）年、シベリアに出兵する兵力に関して首相に助言する役割になったけれど、短命に終わった外交調査会にたいして、職業軍人からの非難が山積した。⁽⁶⁾ この性質の助言を呈する特権は陸海軍の高級将校に留保され、彼らの助言は天皇だけに提出されるのである。

天皇の軍部側助言者

かくして、日本では天皇が二つの分離した政府——一方は文民の政府であり、他方は陸海軍の政府である——を主宰していることが明らかになる。議会に責任をもつ閣僚は天皇に文民政府 (the civil government) の行為について助言し、陸海軍の閣僚は軍の政府 (the military government) の行為について天皇に助言する。⁽⁷⁾ 最高諮問機関は元帥府と軍事参議院である。前者は四、五名の最高位将官のごく小規模なグループである。軍事参議院には、元帥府のメンバー、陸海軍大臣、陸軍参謀総長、海軍軍令部総長、天皇の任命による陸海軍将官が含まれる。参議官は約十二名であり、陸海軍をほぼ均等に代表している。

多くの国では、参謀本部（海軍は軍令部）は軍事計画を立案する部局である。しかし日本では、参謀本部（軍令部）は、厳密に言えば陸軍大臣（海軍大臣）に所属する管理運営の多くを果たしている。したがって、軍の作戦と配置はもちろん軍人の補充・訓練・統制も、参謀本部が取扱う。これが日本帝国の陸海防衛計画を立案するその義務に追加されている。国防の重要問題は軍事参議院に、さらには元帥府にも持込まれる。こういった会議をへて天皇の意志が表明され、担当大臣に命令が発せられる。

陸軍の編成にしても海軍のそれにしても、その幕僚は内閣からも、それぞれの省庁を担っている閣僚からも独立しているものなのである。参謀本部創設にかかわる条令によれば、「参謀総長ハ陸軍大将若クハ陸軍中将ヲ以テ親補シ天皇ニ直隸シ帷幄ノ軍務ニ参画シ国防及用兵ニ関スル一切ノ計画ヲ掌リ又参謀本部ヲ統轄ス」。(8) 同様な規定が海軍軍令部総長にも与えられている。実際には、国防計画と部隊配置を統制するのは参謀本部だけであって、陸海軍大臣は、決定が行われたら、その決定を知らされるにすぎない。(9) したがって、多くの国では、参謀総長は、議会だけではなく他の閣僚にも責任を負っている陸軍大臣に従属しているのに反して、日本の参謀総長は実際に陸軍大臣から独立して

おり、大臣自身にしても、統帥権にかかわるあらゆる事項について、他の閣僚にも議会にも責任を負わないのである。

陸海軍大臣の自主性

陸海軍大臣は帷幄上奏権を有している。この慣行は一八九（明治二二）年の内閣官制にかかわる勅令の以下の第七条で認可されている。

「事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セラル、ノ件ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣総理大臣ニ報告スヘシ」

なお、陸海軍大臣は常に陸海軍の現役の高級将校である。藩閥が内閣を牛耳っている限り、陸海軍人だけを陸海軍大臣に任命することを求めるルールは必要ではなかった。だが一八九八（明治三一）年、山懸公爵は、議会政治を求める抗争が陸海軍の文民支配へと発展することを恐れて、陸海軍大臣就任を現役の大・中將に限定した。(11) 一九一三（大正二）年、山本権兵衛内閣の時に、衆議院での政友会による激しい応酬の末、有資格将校の範囲は、その選択を予備役にまで拡大する条令改正をすることで拡がった。(12) 世界の立憲政治は、たとえ戦時であっても、軍部大臣職を文民に

委ねる傾向にあったのに反して、日本はその組織に、文民統制の痕跡すら留めない慣行を固定していたのである。

二重政府体制下では、軍当局と国民代表とが深刻な対立状態になることは珍らしくない。多くの文明国では、この種の対立は、立法部が陸海軍の規模を決定する全権限を掌握しているのが普通だから、すぐさま解消される。だが日本ではこうした事態に際して、議会は予算審議権によってある選択を主張するのである。だが、内閣あるいは議会と衝突するに当って、軍首脳は恐るべき武器を有している。陸海軍大臣任命に関する山懸の条令によって、彼らは内閣をつぶし、新内閣結成に条件をつけることができる。

軍部はこの有利な立場の利用にまっただためらいをみせなかった。一九一三（大正二）年、陸相上原勇作元帥が西園寺内閣をつぶした。この当時、参謀本部は朝鮮駐屯任務を果たすのに二個師団を要求していた。西園寺首相とその閣僚は、帝国の国境は十分に防衛されている、との意見であった。さらに内閣は師団削減を誓約し、したがって議会に軍拡資金をだしてもらうどころではなかった。それを不満として通常の慣習に従って首相に辞表を提出するのではなく、上原陸相は単独で天皇に辞表を提出した。西園寺は別の将軍をもって陸相に据えようとしたが、それを受ける

者は誰もいなかった。陸軍首脳部は結束しており、状勢の帰趨を握っていて、結局のところ、西園寺内閣は総辞職に追いやられた。⁽¹³⁾ 海軍のスキヤンダル（シーメンズ事件）で山本権兵衛内閣が追われた一九一四（大正三）年でも、薩摩閥の対立者が清浦内閣結成に動いた。だが、この内閣の海軍大臣の引受け手がおらず、清浦は衆議院の多数派の支持をえたものの、海軍閥が清浦の組閣を阻止した。⁽¹⁴⁾

ロンドン海軍条約の締結

言いかえれば、陸海軍の高級将校は、二重政府のおかげで、内閣をつぶすことができるのである。この権限を彼らが掌握するのは、彼らの間で合意が成立する場合に限られるのはいうまでもない。一九三〇（昭和五）年、ロンドン海軍条約に際して、軍首脳部に意見の一致がなかったのは、よろこばしいことであった。このエピソードが、陸軍よりも立憲氣質の強い海軍にかかわっているのは確かなことであった。それでも、浜口内閣をつぶしてしまえる海軍の高級将校にはこと欠かなかった。しかし、将官たちの意見は一致をみず、したがって、海軍部内の反動分子は、列強と海軍軍縮で協力するとの内閣の政策を阻止できなかったのである。

ロンドン海軍条約の締結は、議会政治へと前進する絶頂

を示している。ロンドン会議中に、浜口内閣が巡洋艦・補助艦艇および潜水艦の比率に関するリード・松平案を受諾することに決定した際、軍令部総長加藤寛治大将は政府に反対して帷幄上奏し、天皇に直接アピールした。⁽¹⁵⁾ 軍令部と政府が帝国の国防条件に関して意見を異にしたことは明らかであった。ここで決定的に重大な憲法上の問題が立上った。海軍の規模の決定は統帥権に属するのか、それとも軍政に属するのか。美濃部教授など著名な憲法学者は、陸海軍の規模と編成の決定権は統帥大権にあるのではなく、天皇の国家統治の大権にある、と懸命に主張した。⁽¹⁶⁾ そうして、国務に関しては、内閣だけが天皇に責任をもった助言を呈するのである。そうした見解を認め、社説で支持したのは、進歩的な大新聞の東京朝日であった。

議会にあつては、政友会が、内閣のもつ権限のより所に関する疑問についての回答を迫ることで、政府にたいして優位に立とうとした。この政権は衆議院に圧倒的多数を擁しており、しかもその多数は最近の選挙で獲得したばかりだったから、首相は、政府の権限の基礎に統帥大権をおかない、と答えたのだった。⁽¹⁷⁾ そうすることで首相は、陸軍の怒りが自分に集中すると見抜いたのであり、そうなれば、宇垣一成陸相は辞職することで、内閣を倒すお膳立をする

ものと伝えられた。⁽¹⁸⁾

別の点からすると、ロンドン海軍条約の交渉と承認は結局のところ、責任政府の全面勝利に終った。軍令部・軍事参議院・枢密院内の反対を押さえて、内閣は条約の批准にこぎつけた。この抗争は、二重政府との戦いで究極的な成果の様相を明らかにした。浜口首相が愛国者気どりに射たれ、その後、その傷が原因で死亡したのは、条約批准直後の不吉な前兆であった。

軍首脳の介入は倒閣に限らない。斎藤内閣(一九三二—三四年)と岡田内閣(一九三四—三六年)の組閣に際して、ミリタリストがかなり指示を発したし、また一九三六(昭和十一)年には、広田首相が少なくとも三名の閣僚を選任するのを阻止した。後者の事例にあつては、吉田茂を、立憲政治のゆるぎない擁護者である牧野伸顕伯爵の女婿だという理由で、彼の外務大臣任命を認めなかった。彼らは、前内閣で犬養首相暗殺者の起訴を主張したとの理由で、小原直の司法大臣任命を妨げた。また、彼が日本の進歩的な主要新聞の論説委員であるとの理由で、下村宏博士の拓務相就任を妨害した。陸軍と海軍とを較べると、内閣をつぶし、その後継内閣の組閣に口出しをする点で、もつとも無遠慮で成功をおさめたのは陸軍である。

二重外交

日本における二重政府は二重外交を引き起こす原因になっている。軍隊の独立性は結局、日本の新聞が二重外交とよんでいる対外政策の節操のなさに通ずる。

その対外関係が一貫性の欠如という色合いをもち、信義がないとはいわないまでも、矛盾だらけの観を呈する大國は、日本には限らないことはもちろんである。アメリカの上院が大統領の外交政策をめぐって全面的に否定する場合があるし、外交問題に関するフランス議会議員会がフランス政府と対立し、外務省のきめ細かい理解をだいたしにしてしまうこともあるし、日本では陸海軍と外務省との関係がそれにあたるのである。体制のもつとも重要な違いは、アメリカとフランスにあつては、執行部の外交政策は文民政府の他の部門によってのみ阻止されるのに反して、日本では、内閣の意志と議会の意志が軍首脳によって破棄される場合がある、という事実である。

陸海軍による文民当局の無視は、近代日本独特の特徴である。文民の軍部にたいする優越は、ヨーロッパとアメリカの立憲体制におけるなが年にわたつて確立された原理である。これは日本には当てはまらない。西欧諸国では国家の下僕としか考えられていない軍隊が、日本では、国の主

人になりにかぬのである。

霞が関（新聞が外務省をその所在地によって指示する通称）と陸軍省との対立は、満州問題はもちろんのこと、一九一八（大正七）年のシベリア出兵、一九二八（昭和三）年の山東出兵のほとんどあらゆる場面を紛糾させた。シベリア出兵時に、田中義一大将を大臣とする陸軍省は、外務省の職務を侵害することが多かった。一九二八（昭和三）年には、山東への出兵決定は、文官が全然いないところで、二名の陸軍将官と一名の海軍将官の会議で行われた。⁽¹⁹⁾当時、首相と外務大臣とを兼携していた田中義一大将がこの会議を主宰したが、専任職員は出席しておらず、外務省には決定された後にはじめて通達された。一九三一（昭和六）年、「奉天事件」（満州事変）後、内閣および議會多数派の支持をえていた幣原男爵の对中国友好政策は、陸軍の自主行動によって完全に挫折せられた。

外務省がいつも有和的な国際觀を抱き、またいつもミリタリストに対立する立場に立っている、と決めてかかるべきではない。外務省が犠牲者でなく、近隣諸国にたいする侵略政策を遂行するに際して、陸軍の助力者であつた場合が多々ある。おそらくこのことは、加藤高明と石井菊次郎が外務省を牛耳っていた頃や、対華二一か条要求が中国に

突きつけられた頃には当てはまることだ。一九一八(大正七)年の初期にも、外務大臣本野一郎子爵は、シベリア出兵にたいして参謀本部と同じように奮闘した。⁽²⁰⁾それ以上に侵略的な外務大臣の例をあげることもできる。だがこれらの事例は、二重外交として知られている政策の矛盾を生み出すものではない。外務省と軍部との対立を生み出した痛ましいエピソードは非常に数にのぼり、それからすると、侵略政策を推進する傾向がゆきつくところは統帥部の高官であり、外務省は日本が負うべき国際的責務すべてにきびしく従っている平和政策を推進する傾向にある、との印象が生まれたのである。

- (1) 一八八二(明治十五)年一月四日の条令本文については、『現行法令輯覧』第一巻第八章六三頁参照。この条令の英訳は Joseph H. Longford, *Japan (The Nations of Today Series, Boston, 1928), pp. 313-315* に収録されている。
- (2) *Commentaries on the Constitution of the Empires of Japan by Count Hirobumi Ito* (translated by Miyaji Ito, Tokyo, 1889), pp. 24-25.
- (3) 穂積八束『憲法提要』(東京、一九一〇年)第二巻、六六六―六六八頁。上杉慎吉『帝国憲法述義』(東京、一

九二七年)、六一九―六二七頁。清水澄『帝国憲法篇』(東京、一九二三年)、六六六―六六七頁。

- (4) 美濃部達吉『憲法精義』(東京、一九三一年)二五〇―二六一頁。市村光恵『帝国憲法論』(東京、一九二五年)、八六〇―八六一頁。佐々木惣一『日本憲法要論』(東京、一九三三年)、二四五―二四七頁。

- (5) 美濃部『憲法精義』(一九三一年)、二五八―二六一頁。清水『帝国憲法論』(一九二三年)、六六六―六六七頁、上杉『帝国憲法述義』(一九二七年)、六一九―六二〇頁、市村『帝国憲法論』(一九二五年)、八六〇―八六一頁も参照されたい。

- (6) 『報知』(東京)、一九一八年七月二十五日二頁の紙面に掲載された佐藤綱次郎陸軍中将の書簡参照。 *Japan Weekly Chronicle, July 25 and August 1, 1918, pp. 126-133, 164-165* 参照。

- (7) 元帥府は一八九八(明治三十一)年一月二十日の元帥府条令および一八九八年の勅令第五号(一八九八年一月二十日)によって新設された。『現行法令輯覧』(一九二七年)第一巻第三篇、四二頁。一八八七(明治三十)年に創設された軍事参議院を規定しているのは、一九〇三(明治三十六)年の勅令二九四号(一九〇三年十二月二十八日)である。前出、第一巻第三篇、四二頁。戦時にあつては、統帥権は戦時大本営に集中されるのだ、と言っておくべき

であろう。一九〇三年の勅令二九三号、前出、第一卷第三篇、四二頁を参照。

(8) 一般に参謀本部条令とよばれたこの勅令は一八九九年(明治三十二年一月十六日)の勅令第六号である。『現行法令輯攬』(一九三一年)第一卷第八篇、一三二頁参照。海軍軍令部条令とよばれる海軍条令は一九〇三(明治三十六)年の勅令二九〇号である。前出、第一卷第三篇、一三二頁参照。

(9) 吉野作造『二重政府と帷幄上奏』(東京、一九二二年)二九頁。

(10) 内閣官制として知られたこの条令、後に修正された勅令一三五号(一八八九年十二月二十四日)は、『現行法令輯攬』(一九二七年)第一卷第三篇、一頁に収録されている。『*Japan Weekly Mail*, December 28, 1889, pp. 595-596に掲載された英訳にこゝつは W. W. McLaren, *Japanese Government Documents*, pp. 232-233 参照。

(11) 陸軍省官制(一八九九年の勅令第七五号)付録および海軍省官制(一八九六年の勅令一九四号)参照。『現行法令輯攬』(一九〇七年)第一卷第三篇、四九〇および六二頁。

(12) 内閣省官制(一九一二年勅令一六五号)第二十六条および海軍省官制(一九一二年勅令一六八号)第十七条。『現行法令輯攬』(一九二七年)第一卷第三篇、七八および八八頁。

(13) 内閣の危機についての新聞記事の詳細については、

『時事新報』(一九一三年十二月二日および三日)、『東京朝日』(一九一三年十二月二日および三日)参照。この抗争での西園寺公爵側の立場は、竹越与三郎が『陶庵公』(京都、一九二九年)、二〇一―二〇四頁で語っている。英訳については、竹越の *Prince Saionji* (Kyoto, 1933) 参照。また A. Morgan Young, *Japan under Taisho Tenno* (London, 1928), pp. 20-24 を参照された。

(14) 工藤武重『大正憲政史』(東京、一九二七年)、九三一―九四頁参照。

(15) 『東京朝日』(一九三〇年四月三日)一頁の記事、『時事新報』の記事参照。

(16) 美濃部達吉教授の『東京朝日』(一九三〇年五月二日、四日、五日)紙上の「倫敦条約と統帥権」に関する論説および『改造』(一九三〇年六月、一八一―二六頁)誌上の「我が国法における軍部と政府との関係」と『中央公論』(一九三〇年六月、一九五一―一六八頁)誌上の吉野作造「統帥権問題の正体」を比較されたい。『大阪毎日』(一九三〇年五月一日―五日)に発表された佐々木惣一教授の「統帥大権」と『改造』(一九三〇年七月、一〇四―一二六頁)誌上の「陸海軍兵力決定にかかわる政府と陸海軍当局との関係」も参照されたい。

(17) 衆議院における質疑については、『官報』号外(一九

三〇年四月二十六日、二十八日、五月一日、四日、一六一七、二五二七、五五一六、一〇八、一二七一、二八、一三三頁) 参照。貴族院についても同様、一九三〇年五月七日、八日、十二日、十四日、七九一八四、八八一九〇、一二六一三〇、一七九一八三参照。

(18) 『東京朝日』一九三〇年五月八日、二頁の新聞報道参照。

(19) 田中將軍以外に白川大將(陸軍大臣)と岡田大將(海軍大臣)が出席した。「時事新報」一九二八年四月十八日(一頁および七頁)と四月十九日参照。吉野作造『現代憲政の運用』(東京、一九三〇年、四四四―四四九頁参照。(20) 『東京朝日』一九一九年四月二十四日、三頁および四頁、『東京日日新聞』一九一八年四月二十四日、三頁参照。

III 日本におけるファシズムとミリタリズム

日本におけるファシズム運動はミリタリズムと密接な関係がある。帝国主義、愛国主義、さまざまな宗教的側面にしても日本ファシズムの根本的な原因である。さらに、社会改革運動、労働者・農民の地位改善運動、政党改革運動はもちろん、こういった運動すべてに反対する運動もある。したがって、日本における「ファシズム」には複雑な物語

があるのである。圧力団体は数多く、変転をきわめ、往々にして自己矛盾的であり、多様な分子が果たした貢献をはつきりさせることはむずかしい。

初期の国粋主義団体および反動団体

現在のファシズムの団体に先行したのは、帝国主義の発展にひそかな役割を果たした国粋主義グループ(chauvinist groups)であった。これらの団体の中でもっとも注目すべきは「玄洋社」であった。⁽¹⁾日本とアジア大陸との間に横たわる海に与えられているその名称が、この団体の目的を言外に含んでおり、それは大陸政策の展開にほかならなかった。玄洋社は、西郷軍に加わって、サムライの特権廃止に抵抗したが、その後新政府に帰順し、そのエネルギーを愛国主義プロパガンダに転じた、二人のサムライ、頭山満と平岡浩太郎が一八八一(明治十四)年に創立した。裏では政府から援助を受けていた玄洋社は、朝鮮、中国、シベリアで各種の任務を実行し、一八九四(明治二十七年)年の朝鮮の(東学党の)反乱に先立った暗い事件に、そして後には日清戦争にかかわりをもった。テロ行為はこの団体の御家芸であった。

内田良平が一九〇一(明治三二)年に創立した別グループの黒龍会(その名称もアムール河会を意味している)は、

国の内外での陰謀を通じて、日露戦争の露払いの役割を演じた。ユーリンカイは孫文および中国の革命運動を援護した。浪人会という別のグループは、一九一八（大正七）年に、シベリア出兵を促進し、後に日本の知識人に広まっていた進歩主義的風潮と戦った。⁽²⁾

帝国主義推進団体

玄洋社の影響力が拡張したのは第一次大戦以後の時期——帝国主義的な計画の推進を目的とした数多くの団体の抬頭がみられた時期——であつた。その伝統は現在では、大アジア主義思想を奉じた、たとえば以下のような各種団体に支えられている。頭山が一九二四（大正十三）年に結成した東洋共存会、一九二五（大正十四）年にオカノが結成した東亜連盟、一九二七（昭和二）年に笠木良明が結成した東海連盟、頭山の弟子の吉田三郎が一九二四（大正十三）年に結成した大統社、一九二二（大正十一）年に山東省で結成された赤心社（ここであげられている団体名、結成者、結成年は正確ではないと思われるが、事実が確認できない儘に記述通りしておく。訳者）。

しかしながら、この変革期をもっともよく例証するのは、大川周明と北一輝が結成した猶存社である。⁽³⁾一九一一（明治四四）年に東京帝大を卒業した大川は南満州鉄道の東亜

経済調査局調査課長に任命され、アジアにおける日本拡張の熱狂的プロパガンディストになった。一九三二（昭和七）年の警察の捜査で、犬養暗殺に用いられたテロ二団体神武会と愛郷塾の資金が、もともと南満州鉄道理事会から出て、大川の手をへて渡されたとの趣旨の証拠が発見されたことも付記しておく。⁽⁴⁾猶存社の発起人の一人の北一輝は一時黒龍会のスパイであると同時に、日本の陸軍省の諜報部に雇われていたことがあつた。

一九二〇（大正九）年、これらの青年が猶存社を結成した。この新団体の精神は帝国主義だったが、その創設者たちはその団体の基礎を拡大するために、愛国主義ブランドの国家社会主義にかぶれ気味のところがあつた。この団体の綱領には、全党派の統一によって「アジアにおける日本の大いなる歴史的使命」を果たすことがうたわれていた。だが、侵略的な対外政策は日本国民それ自体内部の意見の衝突の一掃に依存しているのだから、猶存社は天皇を中心とした全国民の一致団結を提唱した。「近代資本主義は絶対的ナショナリズムにとって代られねばならない」し、「革命日本は白人をアジアから撤退させなければならぬ」。資本主義体制のかなり漠然とした改革表はあまりにも単純に、この団体が中産階級の不安を見込んで、帝国主

義を促進する目的に役立たせると指摘しているにすぎない。

一九三一（昭和六）年満州事変の勃発に当って、帝国主義団体の活動は倍増した。この時期にイノウエ・キヨウシロー男爵と頭山滿が後援した満州問題解決同盟が結成されたが、それが提唱したのは、日本の指導下での満蒙の独立と、「日滿経済ブロック」の確立に備える政策であった。対ソプロパガンダを実践することを目的として、一九三二（昭和七）年に平山周が組織したコウリンカイというグループもある。

これらの諸団体を統一し、一般大衆につなげるために、一九三一（昭和六）年に、内田良平は大日本生産党を結成した。この新党の政綱が訴えたのは、天皇への忠誠の促進・王権の強化・陸海軍の増強・軍縮ないし軍備制限案の全面的廃棄・白人優越の終焉・日本むけ市場の創設である。⁽⁵⁾大衆集会がしばしば開催され、熱烈な演説が侵略的対外政策の必要を聴衆に強調している。

反社会主義組織

ファシズム組織には、基本的に、学生や労働者の中の「危険思想」と戦うためのものがある。一九二〇年代に、東京帝国大学の吉野作造教授の後見下で社会科学連合会が結成されたが、すぐそれに対抗して、上杉慎吉教授が支持

した経倫学盟ができた。⁽⁶⁾一九二六（大正十五）年には、幅広い会員数を擁する建国会と称する新しいグループが赤尾敏によって結成された。「全国民を挙げて天皇に直結する」ことを全愛国主義者に要求して、建国会はストライキ鎮圧に警察に協力するという行動的役割をになった。

反社会主義運動は多くの場合テロに走った。この策をとった団体の一つに米村嘉一郎が一九二二（大正十一）年に創設した大日本赤化防止団がある。資本家の横暴を非難する一方で、この団体はソビエト方式を拡大しようとするあらゆる企てに暴力をもって反対した。会員はスト破りをして、経営者からカネをもらうことで知られている。

政治団体と政治党派

政治家たちはファシズム団体の活動領域を無視していなかった。一九一八（大正七）年に、政友会系代議士と南満州鉄道の社員の多くが皇道義会を結成した。その綱領がうたったのは、

- 一、皇室中心主義を基礎とし憲政有終の美を済すること
- 一、国民思想を善導し、忠誠至純の気風を涵養すること
- 一、大和民族の海外発展に努力すること
- 一、行政機能を刷新し地方自治の発達を図ること
- 一、殖産興業の振興を策し国防を充実せしむること

一、尚武有文の士気を振作し、国土を養成すること、である。

同じような団体、大日本国粋会が、「資本家労働者相互の共栄を図つて、政友会内閣の内務大臣床次竹二郎の呼びかけで設立されたが、それはすでに労働者の集会や労働組合にたいして暴力行為にでる長い歴史をもっていた。

もっと重大な意義をもつのは、何年にもわたって平沼男爵がファシズム側の首相に任命されるように努力を重ねてきた国本社である。司法界での輝ける経歴を終えて、平沼は山本内閣に司法大臣として入閣し、一九二六（大正十五年）年、枢密院副議長に就任した。彼の国本社とのかかわりは、一九二四（大正十三年）年のその結成当初からのものである。当時、鈴木喜三郎博士、荒木貞夫將軍（当時は佐官級将校）、平沼騏一郎（当時在野）の支持をえて、太田耕造（と竹内賀久治）が国本社をおこし、東京帝大の民主主義運動と戦った（この指摘は国本社の前身、興国同志会を指している。平沼は一九二三（大正十二年）年虎ノ門事件で山本内閣が総辞職した際に法相として連結辞職下野していた際に「国民精神作興」詔書に感銘、国本社運動を興したとされている。堀幸雄『右翼辞典』三嶺書房、一九九一年参照。訳者）。一九二四（大正十三年）年、平沼男爵はこ

の団体を大学から一般社会に移す決意をかため、全国に支部（一七〇か所）を設立した。

今日では国本社は会員十万人に達し、会員には多数の有名人が並んでいる。理事には、最近になって死亡するまで、東郷提督・斎藤提督・上原元帥の名があがっていた。その名簿にはまた、荒木貞夫、宇垣一成陸軍大将、大角岑生、加藤寛治海軍大将もあがっている。実業界の指導者には三井合名理事長の池田成彬の名もある。官僚からは後藤文夫、河田烈、潮恵之輔（現内相）が参加した。

国本社が主張しているのは、国家の基礎を強化する手段の一つとして、労使間の協調を推進することにある。しかし実際には、この団体は民主主義の諸原理よりも天皇の有難さを至上としてきている。この団体には、陸海軍との緊密な関係から生まれた不可思議な要素がある。平沼男爵はファシスト独裁の表看板に立っている傀儡にすぎないにしても、その背後には、荒木大将とか加藤寛治大将とかが潜んでいる。平沼男爵が軍部と官界に支持されていて、彼らは平沼を首相の座につけようと努力してきたことに疑問の余地はない。だが彼の権力への道はしばしばとぎされてきたし、とくに一九三四（昭和九年）年、元老の推薦にもとづいて、一木男爵が彼に代って枢密院議長に任命されたとき、彼の

権力への道は阻まれたのであった。

ファシズム政党を立ちあげて、実際に議会内の多数派を獲得しようという大胆不敵な華麗な政治家もいた。民政党内閣で内務大臣職についていた一九三二(昭和七)年十一月に、安達謙蔵は挙国一致内閣を主張して「若槻」内閣を倒した。その数か月後、彼は国民同盟を創設し、時代遅れの現在の政党をこきおろし、行動の党を約束した。この新党は断乎たる対外政策を主張し、農民保護を訴え、農地の三年間免税措置といっためざましい提案を行った⁽⁸⁾。同党は六八議会では三十議席を擁していたが、この数値をこえることはできず、一九三六(昭和十一)年選挙ではその議席の半数を失うにいたった。安達はあまりにも見えすいた政治家である。彼には荒木將軍や平沼男爵と組んで、「昭和維新」をもたらしような政治的取引を動かす、といった根柢のない噂が始終つきまとっている。だが今までのところは、彼は議会内の主要諸政党によって阻止されており、国本社や国民同盟にしても、国民の信頼をかちとるまでに及んでいない。

ファシズムは労働者政党や労働組合に手をつけずに放っておいたわけではない。現に、満州事変はこれらの政党の右派合同をもたらし、反共産主義と帝国主義の様相を呈し

たのである。一九三二(昭和七)年、麻生久氏は全国労働大衆党をひきいて安部磯雄教授を委員長とする社会民衆党の右派陣営に投じた。この混合政党は社会大衆党と名のつた⁽⁹⁾。右派にたいするより攻勢的な動きを示したのは、赤松克麿のひきいる国家社会党であるが、赤松は後に政党を否定し、愛国政治同盟を創設した。

青年運動の軍事的側面

青年運動はこれまで長期にわたって軍事的側面を有し、その多くはファシズムの網状組織にとらえられてきた。小中学校での軍事教練は、陸軍省と文部省の共同管理下にある。同時に、軍事訓練を推進する多くの組織が学校外に存在している。たとえば、一八九四(明治二八)年に「京都府知事」渡辺千冬子爵を会長として京都で創建された大日本武徳会がある(正確には渡辺によって設立されたのは武徳会であり、一九四二(昭和十七)年に文部大臣を会長とした大日本武徳会に改組された。訳者)。この組織は今日、約三〇〇万人の会員を擁している。大日本武徳会は愛国主義プロパガンダおよび少年の軍人むけ訓練に専念している。多くの陸軍将校がその訓練にたずさわっている。この団体のモットーは、「日本人の戦争精神の高揚、および聖天子を奉じ、武士の伝統にのっとった挙国結集」である。

青年組織でもっとも有名なものの一つが日本青年団であり、それは「祖国への忠誠と武士の武勇」を訴えている。内務省の家父長的なまなざしの下で、一万六〇〇〇以上の団体、二四八万の会員をそれは擁している。それと同じく内務省の監督下に処女会があつて、会員一三三万人を擁している。

軍国主義団体

日本には、軍国主義を推進するのを目的とする、陸海軍人の団体があふれている。一八九六（明治二九）年に、高級将校の後援の下で、帝国軍人護持団が創設された。それは間もなく、兵役をすました五十万人の会員を獲得した。

一九〇七（明治四十）年、寺内正毅および田中義一將軍の指導の下に、この団体は大衆により近い基礎に立つて再編された。帝国在郷軍人会という名称をもつこの新団体は急速にその規模を拡大し、今日では会員数三〇〇万と称している。⁽¹⁰⁾一九一四（大正三）年に海軍の退役軍人も会員に認められ、かくして現在ではこの団体は、国防の二つの担い手を代表している。

帝国在郷軍人会は高度に組織化され秩序化されている。この国の師団区には、中將を長とするこの会の連合支部がある。陸軍の司令部勤務の將校が在郷軍人会の連合支部顧

問である。この団体が公言した目的は「連帯精神を持続すること」であり、大衆を対象として、天皇への忠義と軍国主義的な措置の支持を鼓吹する一貫したプロパガンダがそれに含まれる。大衆集会が各市町村で開かれる。満州事変の最中、この団体は対中国軍事行動の主たる支持者の一つであり、陸海軍予算の増大を求める重税を擁護した。

長期にわたつて、在郷軍人会は、日本の軍国化を過度に急速に推進すべきではない、と考えていた高級將校が掌握していた。しかし一九三二（昭和七）年になると、支配権は南、荒木、真崎、小磯將軍および加藤、野村、豊田提督の手に移った。これらの將官はまた国本社の活動分子であり、彼らが掌握したこの二つの組織は、帝国主義を促進し、民主主義的な動向を抑制する強力なエンジンになった。現に、在郷軍人会は大衆教育を受けもつ軍国主義の主たる道具と考えられている。⁽¹¹⁾一九三二（昭和七）年に、新渡戸稲造博士が靖国神社で語った「この国に有害なのは共産黨員と軍閥である」との所説にたいして屈辱的な謝罪を強要したのは、この団体であつた。⁽¹²⁾天皇は国家の一機関であつて、国家そのものではない、とするその理論にたいして、この団体は美濃部博士に怒りをぶちまけた。⁽¹³⁾

在郷軍人会の周囲には、多種多様な綱領を擁する多数の

団体が存在する。たとえば、堂々としたプロパガンダを実行した団体には、一九二六（大正十五）年創立の海軍協会、一九二二（大正十一）年創立の海防義会、一九二四（大正十三）年創立の国民防空協会、そして一九三三（昭和八）年に大阪で、大角提督を後援者として、「国民に国防意識を育成すること」⁽¹⁴⁾を目的とした国防同志会が創立された。さらに、一九三三（昭和八）年に、黒沢陸軍少将や等々力陸軍中將によって結成された皇道会があるが、その会員のかなり多くを在郷軍人が占めていた。その綱領として、(一) 共產主義の撲滅、(二) 愛国精神のない金融機関の打倒、(三) 皇道原理にもとづく公共問題の管理、(四) 国防、をにかけている。⁽¹⁵⁾

ファシスト軍人系列で重要なのは、一九三二（昭和七）年に田中国重元陸軍大將が組織した明倫会である。⁽¹⁶⁾ 政党と何らかのつながりをもつ者はその会員にはなれない。立憲的な機関として議会の存在は支持するものの、このグループは、国家の腐敗源としての政党の廃絶を主張する。

「青年将校」

皇国青年将校同盟はファシスト運動にあつて人目を引く位置に立っている。その重要性が急速にましたのは、議会政治の展開——すでに、ワシントンおよびロンドン海軍条

約の制限を海軍に迫つて承認させ、また陸軍にも軍縮をすることを約束させた展開——を阻止する必要だけでなく、その指導者たちが、日本の社会的経済的状況の検討の必要性に与えた強調のためであつた。「青年将校」を生みだすもとなつた原因はいくつかある。その一端は一九二七（昭和二）年に設立され、酒井忠正伯爵が支持した金鷄学院である。もう一つに精鋭会がある。陸軍参謀本部員であつた建川美次中將が陸軍部内でのプロパガンダ運動に力を貸したのは、安岡正篤の仲介によるものである。一九二八（昭和三）年に、予備役将校の間で桜会を、現役将校の間で小桜会を結成する際に（一九三〇年九月「現役陸軍将校中にて階級は中佐以下国家改造に関心を有し私心なきもの」に限り、とくに陸軍省・参謀本部の少壮将校が中心となつた組織が桜会であり、若手将校が結集したのが小桜会である。訳者）、彼の名前が使われた。一九二九（昭和四）年に、彼は陸海軍の現役将校をもつて構成する精鋭会を結成した。一年以内にこの団体はその会員に、全現役将校の約八分の一を組み入れた。

一九三二（昭和六）年八月、満州事変の勃発直前、精鋭会は他のグループと合同し、皇国青年将校同盟を結成した。この新組織は石原莞爾少佐と橋本欣五郎少佐の統率の下で、

満州侵略を猛烈に支援した。皇国青年将校同盟がどの程度まで満州出兵と結んだテロにかかわりをもったかはつきりとは言えないにしても、この組織がめぐらした陰謀は単なるプロパガンダの域をはるかに越えていた。少なくとも陸軍の主張に反する助言を天皇に上奏したと非難されていた宮内大臣の一木喜徳郎博士を弾劾するデモを「青年将校」が始めたことは分っている。「青年将校」はまた一九三一（昭和六）年十月十七日「十月事件」および同年十一月三日の陸軍陰謀事件（後者が何を意味するのか不明。普通ならば、三月事件（昭和六年）と十月事件をあげるところである。訳者）に加わった。現に、荒木・南・宇垣に近い将校たちが、閣僚を逮捕し、新聞も制圧し、「昭和維新」ないし天皇親政を断行することもねらったこの陰謀事件の双方にかかわったといわれている。結局のところ、彼らの陰謀は、五・一五事件（昭和七年）と二・二六事件（昭和十一年）の陸軍叛乱の背景に見えてくるのである。

テロリスト団体

最近のファシスト運動のテロリスト団体は、その発想を北一輝・大川周明・権藤成卿・橘孝三郎の教義からえている。早い時期に、北は、将来の希望を大衆組織に認めるべきでなく、テロによって政府を動かす訓練を受けた小秘密

団体に認めるべし、と確信するにいたった。猶存社の解散後、一九二四（大正十三）年に、北と橘は元陸軍少尉西田税と手を組んだ。西田税は、在郷軍人会内で活動しており、「あらゆる社会問題を正義とサムライ精神に基づき実力をもって解決する」と主張する白狼会の名で軍国主義グループを結成しようとしていた。この団体はかんばしくない経歴をもっていた。つまり、会員の中に将校を恐喝したかどで告発された者がいたし、西田自身も一九二八（昭和三）年に十五銀行のスキャンダルに連座、社会的信用を失った。大川博士も革新の方法としてテロを承認した。一九三一（昭和六）年八月、大和朝廷の伝説上の初代天皇を記念する名称を名のった神武会を結成した。この団体は一九三一（昭和六）年の十月および十一月事件に一役を演じ、かくして文民側扇動者たちは「青年将校」と共同してテロ体制を開始し、結局は満州事変をひきずりだしたのである。

将校と士官候補生は、愛国主義テロリズムの古典的中心である、茨城県の水戸に結成された団体に魅了された。このグループの一つが、橘孝三郎の結成した愛郷塾であった。橘の学塾は単純な信条を奉じていた。すなわち、ロバート・オーエン（1771-1858：英国ウェールズの空想的社会主義者。訳者）の夢想に似た理想社会の精神的物質的な創

造である。アルクス主義を誤りとして否認するが、この団体は、不当な過酷さで郡部を圧迫していると主張する、資本主義の悪しき面には反対した。愛郷塾は、最近の農村救済措置、たとえば、生糸・米価安定化、農村融資法、失業救済措置を、金持ちを裕福にする施策だときめつけた。改革に関しては、小作人をしほり取る資本家に雇われている政党に期待できるものは何もなかった。⁽¹⁷⁾ だからこそ、荒木将軍下の独裁制を実現しようという提案がされたのだった。橘の実験に少しく関連したのが、農民にたいする社会正義と地方政治改革を要求する組織である、権藤成卿が創立した日本村治派同盟であった。⁽¹⁸⁾ それ以外に頭山秀三と本間憲一郎が主催したグループが二つあった(天行会およびまことむすび社と思われる。訳者)。

これらの塾は、農村改革の実現のための直接行動綱領も展開した。だが、その見取図を完成したのは、一九二八(昭和三年)年に水戸にきた井上日召と名乗る日蓮教徒であった。彼の経歴は多様であったが、南満州鉄道の(社員となり、陸軍参謀本部の)謀報活動に従事し、中国側の将軍の代理人をつとめたこともあった。⁽¹⁹⁾ 日本に帰国した彼は田中(義一)将軍の援助をえて、軍国主義者を支援する宗教団体の組織化に着手した。一九三〇(昭和五年)年、彼は藤

井斉海軍大尉と共に、「資本家の走狗、腐敗政党」にたいするテロを実行するのを信条とする、悪名高き血盟団を結成した。⁽²⁰⁾

「青年将校」をこうしたテロリスト団体に引きつけた魅力を説明するのは簡単である。兵士の大部分と将校の多くは貧しい小作農や労働者の出身であり、したがって彼らがこうした過重労働階級にたいして共感を抱いているのは当然であった。彼らはまた上流階級の青年が学業を継続するという理由だけで兵役を避けることができる、その気楽さに憤慨した。彼らは、権藤・北・橘の著書を一心不乱に読んだ。権藤の『自治民範』は東京で検閲なしに出版されたが、北の『日本改造法案大綱』は発禁処分を受ける。上海で印刷されたこの書物は、日本で秘密裡に流通した。これらの書物は天皇を崇敬し、天皇の仁慈を賛仰^{さんきやう}している。だが、農民に過度の負担を負わせている金権政治は告発されている。それらが告発しているのは、政党と三井・三菱などの財界との不正な同盟と政党首脳の収賄であり、首相であると天皇の側近であろうと、すべての政治家を、祖国への利己主義的な裏切者ときめつけている。このすべてに代ってそれらが提案しているのは、「一君万民」による一種の天皇制社会主義ないし天皇制民主主義 (Imperial socialism

or Imperial democracy)である。⁽²¹⁾

これらの著書は、共産主義を忌避し、マルクスとレーニンの名前すら呪われた人物とされているグループに渡っていた。だが、それらの著書が微妙なメッセージを伝えていたことは紛れもない。農民および労働者階級出身の将校の多くは挫折した社会コンプレックスをもっている。彼らの給与は低く、その教育は狭い。大都市のたとえばひとの多く集まる銀座やレストランで、彼は場違い感にとまどう。彼らの自尊心を保つのは、不合理な愛国主義と反外国意識によることしかない。そうして彼らは、自分たちの父親の家族が抑圧されたことを思っ、義憤に燃えるのである。血盟団などの団体——一九三二（昭和七）年二月に、团男爵と井上前蔵相の暗殺、さらに五月十五日に犬養首相の暗殺を実行した団体——に加わった「青年将校」と士官候補生はこうしたグループ出身であった。

犬養首相暗殺犯人の処分が軽かったことで、将校の不満分子はさらなる策謀に走った。⁽²²⁾一九三三（昭和八）年七月、神兵隊が企てた新しい陰謀が警察によって摘発された。皇国青年将校同盟での煽動は衰えることなく継続し、最終的には一九三六（昭和十一年）二月二十六日の大蜂起にいたった「二・二六事件」。それは東京の第一師団の千人の部隊

が決起に参加し、元老・首相・蔵相・陸軍教育總監に、天皇側近の内大臣と侍従長を加えて暗殺する計画であった。岡田首相の脱出は一場のドラマであった。元老（西園寺公爵）、前内大臣牧野伯爵、侍従長鈴木提督も難を免れた。しかし、高齢の高橋蔵相、内大臣斎藤提督、教育總監渡辺錠太郎将軍は殺害された。この蜂起を指揮したのは、「青年将校」の指導者安藤輝三大尉であった。天皇の帰順命令に叛乱軍が従うのがおくれたときに、このクーデタは失敗し、世論に与えた衝撃によって、将校の秘密団体によるテロ方式の終焉がもたらされたのである。

ファシズムの衰弱

一九三一（昭和六）年九月（満州事変）後の三年間、準軍国主義・右翼・国家社会主義そしてテロリストのグループは、いわゆる「昭和維新」、つまり、天皇の下での軍部・ファシスト独裁制をもたらす政治的潮流の画期的な転換を見込んだ。しかし、彼らは国民の支援にしても、国家の支配権にしても獲得できず、ましてや独裁制など確立すべくもなかった。⁽²³⁾これが失敗に終わった理由を簡略に述べておくことにする。

その一 各種のファシスト陣営に統一が欠落していた。その目的にしても余りにも多岐にわたっており、大日本生

産党の古めかしい超愛国主義綱領から、赤松克麿が率いた国家社会党の奉ずる国家社会主義型の組織に及んでいた。統一戦線結成活動は失敗に終わったのである。

その二 各種のファシスト・グループの組織には根本的な欠陥があった。日本の革新者たちは、イタリア・ファシストないしドイツ・ナチスの歴史に学ぼうとしなかった。地下のテログループは別として、日本のこの種の団体は、実力を誇示することで国家をつかみ取ろうとする組織に必要な紀律と目的の凝縮を展開できなかったのである。

その三 ムツソリーニやヒトラーが使うことのできた統一化スローガンがなかった。革命イデオロギーは創出されただけでも、それには大衆の合同に必要な一律性が欠けている。農民が抑圧されている事態を階級意識や階級対立につながうようになったのは、ごく最近のことである。共産主義の危険などははるか彼方のことである。政治家の買収は昔のお話である。大アジア思想は使い古しの標語である。帝国主義だとか対ソ戦争、対米戦争といったことはそれだけの現実性をもっていない。結集基準どころか、混乱と錯綜だったのである。

その四 実力をもって近代的国家を動かそうとする運動は大衆組織をもたねばならない。だが日本のファシストは

大衆をつかめなかった。その運動に参加する可能性があった何百万という農民と労働者は、反資本主義スローガンが放棄されたために離れていった。そのすべてが失敗に終わったことがはっきりした、あのテロ行為のお蔭で信望がまったく失われた。大衆は旧来の主要政党もファシスト・グループも信頼していない。

その五 満州事変は起ったけれども、ブルジョワ政党は、議会政治の維持の戦いに全面的に敗北したわけではない。こうした政党は腐敗しており、金融資本によって動かされ、それ以外の利害関係者からの圧力にさらされているかもしれない。だが政党は日本に完全な男子普通選挙制をもち込んだし、官僚制をおさえてきた。さらに、軍国主義者にたいてい全面的降伏をしたわけではない。斎藤内閣にしても岡田内閣にしても、こういった降伏ではなかったし、一九三六(昭和十一)年に広田が組閣したのも、超軍国主義勢力にたいする断乎たる拒絶である。

その六 元老、天皇、そして天皇側近の高官たちは、ファシスト・軍国主義運動には同調していなかった。八十七歳の元老、西園寺公爵は立憲政治の確固とした信念の持主である。彼の進言を通じて、側近の高官——内大臣、待從長、宮内大臣——は、軍部ないしファシスト独裁制ではな

く、立憲体制の立場に立つ政治家をもって当てる傾向なのである。最終的に、天皇ヒロヒト自身は立憲体制支持と思われる。

- (1) 玄洋社に関する説明については、岡本瓊二『明治大正思想史—国家及び国民生活の実相を叙す』（東京、一九二九年）、一〇四—一〇五頁参照。
- (2) 協調会『最近の社会運動』（東京、一九二九年）、六五八—九頁参照。
- (3) 猶存社の英語表記はむすかしい。文字通りに意味をとれば“Nevertheless existing”になる。
- (4) 五・一五事件での十名の海軍士官および陸軍将校生徒の軍法会議報道記事については、『東京朝日』一九三三（昭和八）年七月二九日参照。
- (5) 『日本経済年報』（一九三二年）第八巻、二八一頁、大原社会問題研究所発行『日本労働年鑑』（一九三三年）、七四四頁参照。
- (6) 前出『最近の社会運動』（東京、一九二九年）、六六五頁参照。
- (7) 長谷川如是閑『日本ファシズム批判』（東京、一九三三年）、『日本経済年報』（一九三二年）第八巻、二八一—二頁参照。
- (8) 政党の解散については『時事新報』一九三〇（昭和

七）年八月二九日、一頁。*Japan Weekly Chronicle*, September 1, 1932, p. 276 参照。

(9) 『東京朝日』一九三二（昭和七）年七月二五日、二頁の報道記事参照。

(10) この団体は在郷軍人会とよばれる場合が多かった。

(11) 『改造』（一九三二年七月）所収、勢田恪『在郷軍人団の現勢』に関する論説参照。

(12) 『時事新報』一九三二年三月三、四、五日、『東京朝日』（一九三二年三月四、五日）*Japan Weekly Chronicle*, March 10, 1932, p. 326 参照。

(13) 一九三五（昭和十）年での帝国在郷軍人会の全国大会の決議については、『東京朝日』一九三五（昭和十）年八月二八日、一頁参照。

(14) 『東京朝日』一九三三（昭和八）年十一月九日、*Japan Weekly Chronicle*, November 16, 1933, p. 604 参照。

(15) 『東京朝日』一九三三（昭和八）年四月十日、七頁。

(16) 『時事新報』一九三二（昭和七）年七月十五日、『東京朝日』一九三三（昭和七）年七月十六日、二頁の報道記事参照。

(17) 五・一五事件で、愛郷塾の目的を説明した橘の長い陳述は、新聞紙上で詳細に報じられた。『東京朝日』一九三三（昭和八）年九月二七日—十月十八日参照。『改造』誌

上の風見章の橘論の英訳については、*Japan Weekly Chronicle*, October 26, 1933, pp. 518-519 参照。

- (18) 権藤の『自治民範』(東京、一九二七年)、『君民共治論』(東京、一九三〇年)、『農村救済論』(東京、一九三一年) 参照。

- (19) 彼の経歴説明については、『東京朝日』一九三三(昭和八)年七月一日、一頁での血盟団裁判の説明参照。

- (20) 団男爵および井上準之助暗殺計画が実現する以前に戦場に出動した藤井は、一九三一(昭和七)年の上海事変で戦死した。

- (21) 五・一五事件の審判での橘孝三郎の発言についての報道記事、とくに『東京朝日』一九三三(昭和八)年九月二十九日、十月一、四、六、八、十一日参照。

- (22) 告発された陸軍将校の判決については、『東京朝日』一九三三(昭和八)年九月二十日参照。

- (23) 『日本経済年報』第十五巻、二八〇―一八二頁所載の「ファシスト勢力の衰退」に関する明快な論説参照。

(訳注) これ以後、確認できなかった人名、団体名等はカタカナで表記する。